

(別表-1-3)
特用林産物(たけのこ)「化学合成農薬及び化学肥料の使用基準(上限)」

分類	作物名(作型等)	化学合成農薬 使用回数 (使用成分×回数)	化学肥料使用量 (窒素成分量 kg/10a)	収穫期	備考
	たけのこ (もうそう竹)	0	17	12~5月	竹林の適正な 密度をたもつ ため、親竹を 年1回以上、 伐竹するこ と。

(注1) 算出根拠

①化学合成農薬使用回数:使用しない。

②化学肥料使用量:「環境にやさしい農業」推進に係る企画検討会議技術部会で定めた窒素施肥量の1/2